

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容	小学校、中学校等への就学義務の猶予又は免除	
根拠法令及び条項	学校教育法第18条	
所管部課係名	学校教育部学務課人事・学事係	
審 査 基 準	関係条項	学校教育法施行規則第34条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>学校教育法第18条</p> <p>前条第一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。</p> <p>学校教育法施行規則第34条</p> <p>学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第十八条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 ※事案ごとの対応が必要となるため、処理期間を設定することは難しい。
標準処理期間	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）